

拡大教科書の給与を希望される方へ

平成23年9月
文部科学省初等中等教育局国際教育課

1. 拡大教科書について

「拡大教科書」とは、弱視児童生徒のために検定済教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行しているものです。(別添参照)

2. 給与対象

拡大教科書の給与対象は、日本の教科書の給与対象者であって、以下のいずれかに該当する者を想定しています。なお、両眼の視覚障害による者以外は対象となりません。

(1) 日本国内において拡大教科書を使用していた者及び現在日本の拡大教科書を給与されている者

(2) (1) 以外で、以下のいずれかに該当する者 (ただし、眼鏡等で視力を矯正しうる者を除く。)

①両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 (視覚障害者)

②拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者 (弱視者)

③②に準ずる程度の視覚に障害のある児童生徒のうち、他の児童生徒に比べて通常の検定教科用図書の文字、図形等の視覚による認識に相当程度の時間を要する等学習に困難を来たす者であって、拡大教科書を使用することが教育上適当であると認められる者

3. 手続きについて

拡大教科書給与対象者で給与を希望する場合は、本紙及び拡大教科書希望調書を熟読の上、必要事項を記入した希望調書を5. 文部科学省担当者連絡先まで提出してください。

提出締め切りは平成23年10月31日(月)(日本時間)です。

上記(1)に該当する者は、拡大教科書を給与された直近の年度及び前後期の別、給与希望教科、そのポイント数を調査票に記入してください。一部教科のみ拡大教科書を希望する等特筆すべきことがある場合は、その旨を「その他特記事項」に記入してください。

なお、各教科書会社HPにて拡大教科書の見本を掲載していますので、適宜ポイント数を確認の上、最も適したポイント数を希望するようにしてください(ただし、教科によっては選択できない場合もあります)。

参考：平成23年度在外日本人子女用教科書出版会社

国語・書写：光村図書出版株式会社

算数・社会・生活・保健・数学・理科(中)・技術家庭(中)・英語：東京書籍株式会社

地図：株式会社帝国書院

理科(小)：大日本図書株式会社

音楽：株式会社教育芸術社

図画工作・美術：日本文教出版株式会社

家庭：開隆堂出版株式会社

上記(2)に該当する者は、必ず視覚障害に関する専門医の診断書若しくは証明書及びその和訳を希望調書と併せて提出してください。内容を確認後、文部科学省にて拡大教科書の給与可否を決定することになります。なお、希望のみで拡大教科書が給与されるわけではありませんので、御了承ください。

4. 通常の教科書給与の関係について

拡大教科書と通常の教科書はどちらか一方の給与となるため、拡大教科書の給与対象となつた場合は、通常文字サイズの教科書の給与は行わず、逆に拡大教科書の給与対象とならなかつた場合は、通常文字サイズの教科書の給与を行います。

5. 文部科学省担当者連絡先及び希望調書提出先

文部科学省初等中等教育局国際教育課 庶務・助成係

担当者名：名取・石橋

Eメール：kokukyo@mext.go.jp

電話：+81-3-6734-2441

FAX：+81-3-6734-3738

拡大教科書とは

【概要】

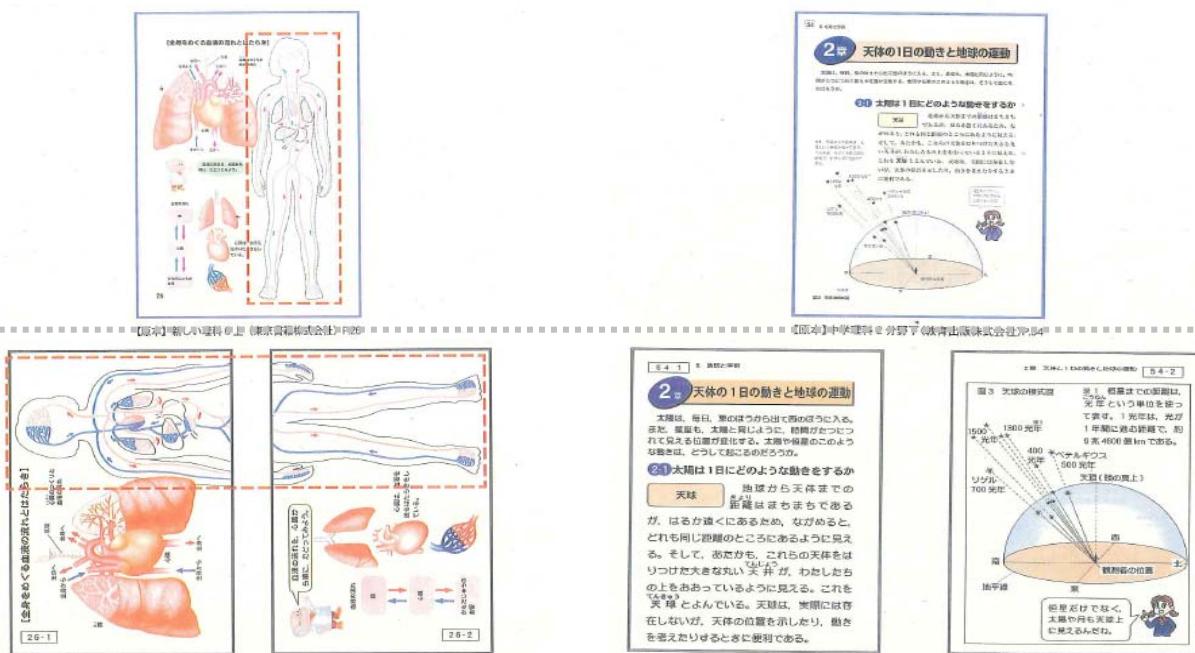
「拡大教科書」とは、文部科学省の検定を経た教科書の文字や図形を拡大して複製したもので、弱視の子供たちが使用する教科書です。この「拡大教科書」は、これまで特別支援学校や特別支援学級において、「一般図書¹」として無償給与されてきました。また、平成16年度からは通常の学級に在籍する弱視の子供たちにも無償給与されるようになりました。そして、平成20年6月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等²の発行の促進等に関する法律」により、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等²の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について、必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進等を図る」ことが明記されています。

【拡大教科書の主な特徴】

- 原本となる検定教科書1ページの本文、解説文、ルビ等の文字要素について、大きさ、字体、字間、行間、図・写真等が拡大されており、概ね2~3ページに収まっています。
 - 1冊のページ数が多いため、分冊となっています。
 - ページ番号の表記が原本となる検定教科書との対応関係がわかるよう、ページ数にハイフンでつないで、拡大教科書での連番数を追記しています。
- (例: 原本となる検定教科書の20ページ目が拡大教科書で3ページにわたる場合は、「20—1」「20—2」「20—3」という番号を付けています。)

(参考) 拡大教科書のイメージ: 上が原本となる検定教科書で、下が対応した拡大教科書になります。

検定教科書



出典『「拡大教科書」作成マニュアル』(平成17年1月21日発行、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)より一部引用

1 「一般図書」=学校教育法附則第9条では、特別支援学校や特別支援学級において、文部科学省の検定教科書、文部科学省の著作教科書以外の教科書を使用することができるとされています。

2 教科用特定図書等=視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため、文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書、点字により検定教科用図書等を複製図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものとされています。